厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

社保審－介護給付費分科会	資料２
第274回（R８.11.6)	

人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（中山間地域等における加算/地域特性を背景としたサービス提供の効率化/事業者・従事者の不足への対応）

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築　目次

１. 中山間地域等における加算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２. 地域特性を背景としたサービス提供の効率化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
３. 事業者・従事者の不足への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

３．参考資料

これまでの分科会における主なご意見①

※第256回以降の介護給付費分科会でいただいたご意見について事務局の責任で整理したもの

＜中山間地域等加算＞

（加算の取得促進）

○加算対象となっている事業者が取得に至らない理由を分析したうえで、加算を取得しやすい環境を整備すべし。

○特定地域サービス等創設後も、加算によって従来通りのサービスを維持・確保すべし。

○特定地域サービスの包括的な評価の仕組みを検討するにあたり、現行の出来高報酬算定の場合も含めて、算定要素を加味する必要があるため、請求事務の簡素化の観点から統合整理すべし。

○サービス提供の確保に向け、事業所の対応に見合った評価をすること。

（対象サービス）

○通所系サービスは特別地域加算及び小規模事業所加算の対象外になっているが、豪雪地域や中山間地域等では、広範囲に点在する利用者宅への送迎にコストが掛かることに加え、事業規模の拡大によるサービス提供の効率化を図ることも困難であるため、対象とすべし。

○通所系サービスについても、訪問系サービスと同様、利用者確保、人材確保、対応できる利用者数やサービス提供時間に影響が生じているため、特別地域加算及び小規模事業所加算の対象とすべし。

（利用者負担への配慮）

○本加算は利用者のサービス利用料に跳ね返るため、利用者側の意見や要望を適切に反映すべし。

○へき地・離島等に居住する方が自己負担が高まっていくため、自己負担の増える介護報酬で評価するか、自己負担に影響しない補助金等の公費で対応するのか議論する必要がある。

（中山間地域以外の地域への対応）

○事業所の偏在により、中山間地域等以外の地域の利用者に対する訪問に遠距離の移動を伴って対応している場合もあるため、そのような状況も含めた現状把握を行うこと。

これまでの分科会における主なご意見②

介護給付費分科会における関係団体等意見交換会においては、以下について要望があった。

【日本ホームヘルパー協会】

○地域に訪問介護を残すことができるよう、地域の実情に応じた加算が必要。

【公益社団法人日本認知症グループホーム協会】

○認知症グループホームについても、中山間地域等におけるサービス確保のための介護報酬上の加算措置について検討していただきたい。

【島根県、川本町、邑智郡総合事務組合、長崎県、西海市、社会福祉法人「ふるさと」、日本訪問看護財団、リハビリテーション専門職団体協議会、全老健】

○訪問あるいは送迎に係るコストを適切に評価してほしい。

○中山間地域特有のコストや運営支援分について、保険料や自治体財政への跳ね返りを防ぐために、国による特段の財政支援措置、別枠交付金等を創設してほしい。

○訪問系サービスが減少している地域については、特別地域加算の対象地域となるような柔軟な制度運用をお願いしたい。

○中山間地域・人口減少地域に所在する事業所が安定的に経営を維持できるよう支援策の構築をお願いしたい。また、離島部の通所介護においても事業所の実情に即した持続可能な介護報酬算定となるよう制度設計をお願いしたい。

○中山間・人口減少地域の下支えについて、加算方式だけに依存せず、基本報酬への組入れ、あるいは中山間・人口減少地域の別建てを検討していただきたい。

○人口規模が小さな自治体に所在する事業所は厳しい経営環境に置かれており、訪問の範囲も遠距離を対象としているため、暮らしている地域によって訪問看護が受けられない療養者をこれ以上増やさないよう、特別地域・中山間地域の加算率の見直しをお願いしたい。

○中山間・人口減少地域の訪問理学療法、作業療法、言語聴覚療法の提供体制の拡充をお願いしたい。

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

３．参考資料

中山間地域等に対する加算について　目次

論点：中山間地域等に対する加算の見直し・・・

中山間地域等に対する介護報酬における評価

○中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対して訪問系サービス等を提供した場合、介護報酬における加算で評価。

単位数・算定要件等

	算定要件	単位数
1．特別地域加算（■）	別に厚生労働大臣が定める地域（※1）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に15/100を乗じた単位数
2．中山間地域等における小規模事業所加算（■）	別に厚生労働大臣が定める地域（※2）に所在する小規模事業所（※3）が、サービス提供を行った場合	所定単位数に10/100を乗じた単位数
3．中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※4）に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合	所定単位数に５/100を乗じた単位数

※１：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、
⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

※２：地域区分が「その他」であって、次の①～⑤のうち特別地域加算の対象ではない地域
①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、④特定農山村地域、⑤過疎地域

※３：訪問介護:延訪問回数が200回/月以下、訪問入浴介護:20回/月以下、訪問看護:100回/月以下、定期巡回:５人/月以下、小多機・看多機:なし

※４：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、
⑧特定農山村地域、⑨過疎地域、⑩沖縄の離島

■　：別途、低所得者に対する利用者負担額の減額（10%→9%）の軽減措置（予算措置）あり。

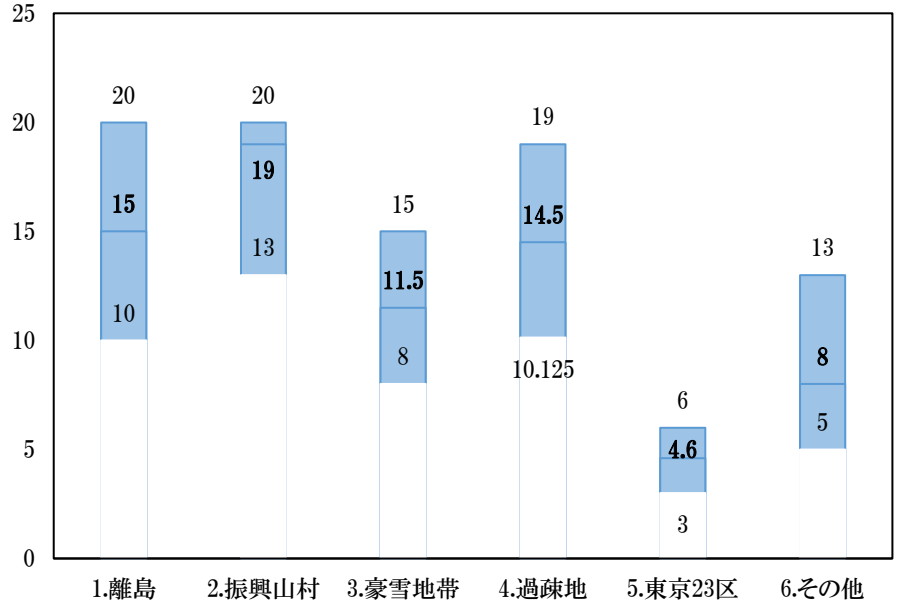
対象	訪問系									多機能系		通所系			
	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	定期巡回	夜間訪問	福祉用具	介護支援	療養管理	小多機	看多機	通所介護	通所リハ	認デイ	地密通所
1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

最遠利用者宅までの距離（通所介護）

○最遠利用者宅までの距離（中央値）について、特別地域加算対象地域や小規模事業所加算対象地域に所在する通所介護事業所の数値は、東京23区やその他の数値と比較して非常に大きい。

最遠利用者宅までの距離（単位：km）

	count	mean	std	min	25%	50%	75%	max
1.離島	43	14.3	7.3	1.5	10.0	15.0	20.0	30.0
2.振興山村	73	19.1	11.3	0.1	13.0	19.0	20.0	60.0
3.豪雪地帯	124	13.3	7.7	0.0	8.0	11.5	15.0	45.0
4.過疎地	150	15.2	6.9	0.0	10.125	14.5	19.0	50.0
5.東京23区	109	5.3	3.6	0.0	3.0	4.6	6.0	25.0
6.その他	140	10.5	9.1	0.0	5.0	8.0	13.0	65.0

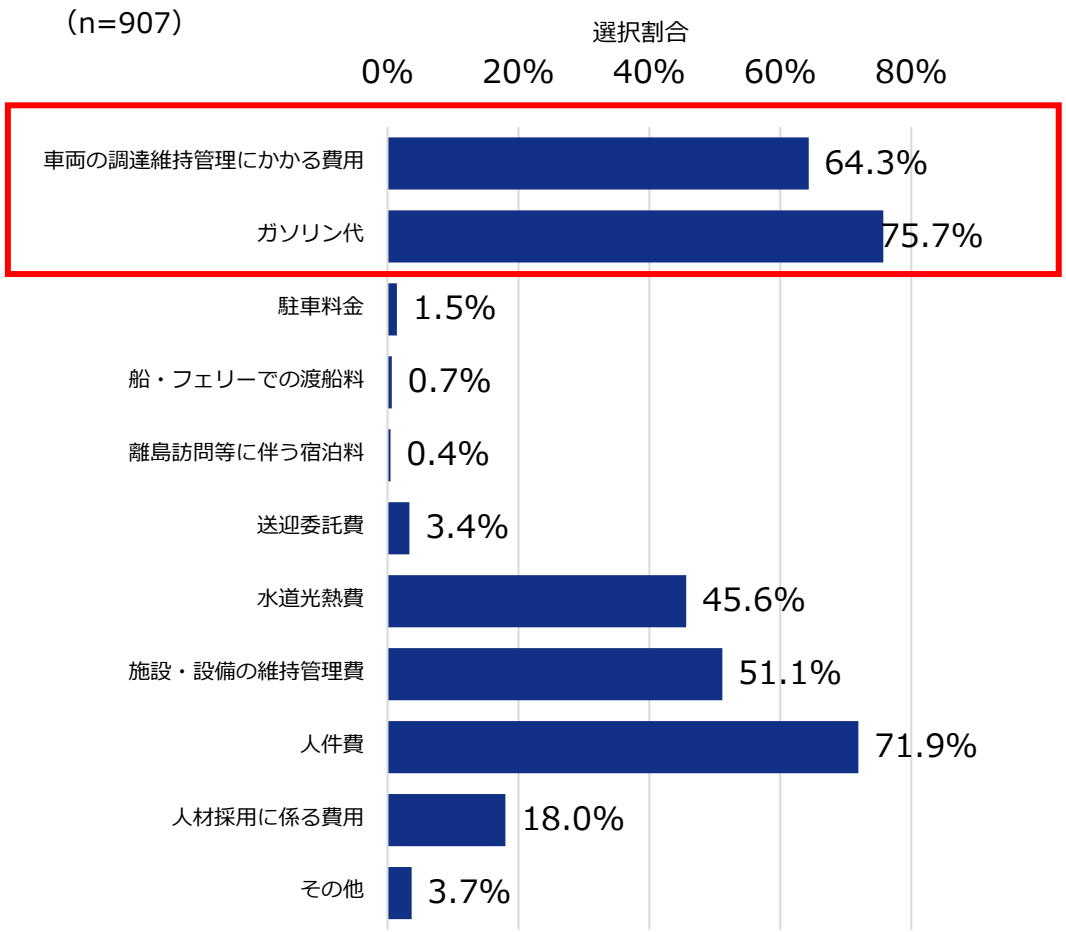


【出典】令和７年度老人保健健康増進等事業「特別地域加算等の在り方に係る調査研究事業」

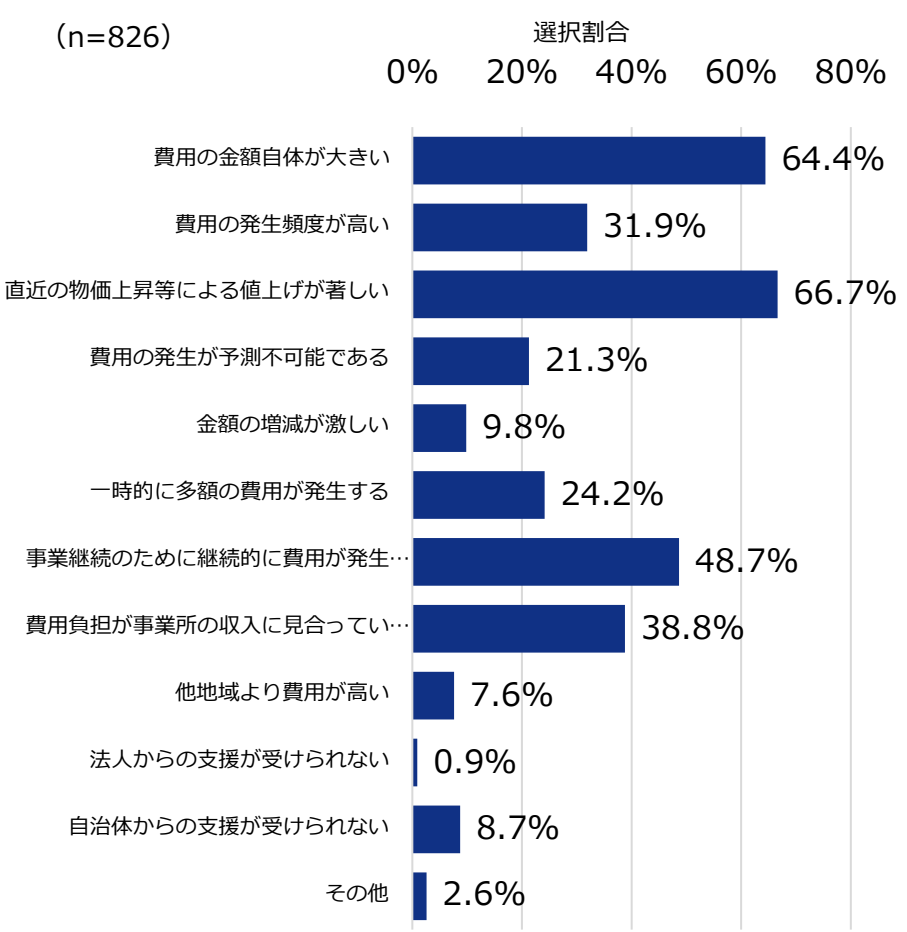
サービス提供に係る費用（通所介護）

○通所介護において、特に負担が大きいと感じる費用として多く選択されたのは、「ガソリン代」「人件費」「車両の調達維持管理に係る費用」であった。

【サービス提供に係る費用のうち、特に負担が大きいと感じるもの（通所介護）】



【左記の選択理由】



【出典】令和８年度改定検証調査「離島・中山間地域・豪雪地帯等における各種加算等の在り方の調査・検証研究事業」

サービス提供回数、人件費率（通所介護）

○特別地域加算対象地域や小規模事業所加算対象地域に所在する通所介護事業所のサービス提供回数は、地域によるが、概ね全国平均を下回っている。
○１事業所あたりの換算人員については、全国平均と同程度である。
○人件費率は、全ての地域で全国平均を上回っている。

	有効回収数			結果												
				中山間地域等										（参考）中山間地域等①～⑩全体	近接地域	（参考）全国値
	中山間地域等	近接地域	（参考）全国値	①離島振興法	②奄美群島振興開発特別措置法	③小笠原諸島振興開発特別措置法	④沖縄振興特別措置法	⑤山村振興法	⑥豪雪地帯対策特別措置法	⑦半島振興法	⑧特定農山村地域	⑨過疎地域	⑩厚生労働省が別に定める地域			
換算人員1人あたりサービス提供件数／月	692	12	433	46.6	40.3	－	27.3	52.0	55.5	57.6	54.4	55.6	64.5	56.2	49.6	62.2
1事業所あたり換算人員	710	14	433	10.3		－		10.0	10.7	9.9	10.3	10.3	7.6	10.3	11.4	10.3
人件費率（派遣委託費を除く）	646	10	433	78.4%		－		75.3%	71.2%	70.2%	72.7%	71.6%	72.2%	70.8%	65.2%	60.9%

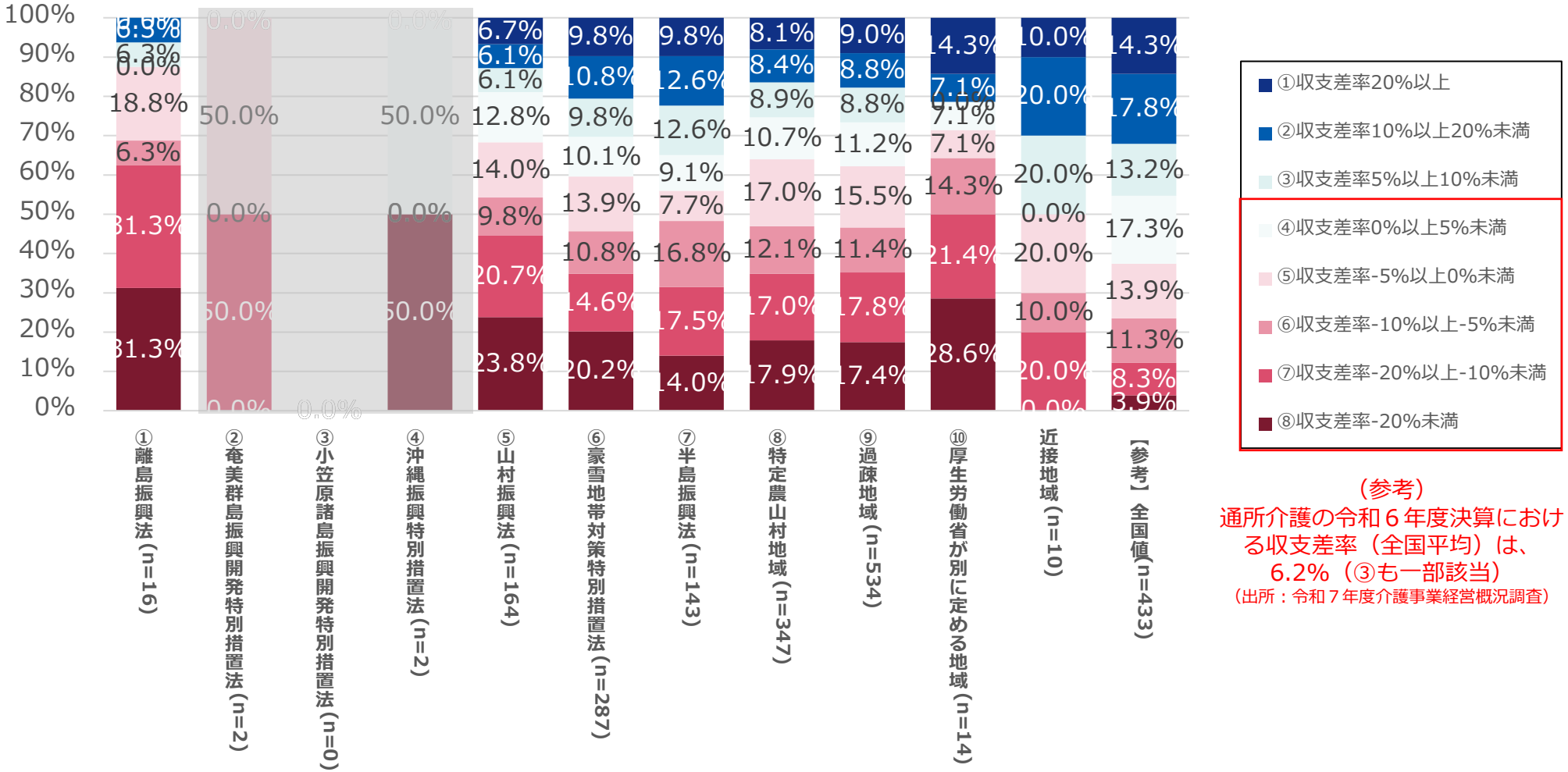
【出典】令和８年度改定検証調査「離島・中山間地域・豪雪地帯等における各種加算等の在り方の調査・検証研究事業」

地域別の収支差率（通所介護）

○離島、振興山村、豪雪地帯、過疎地等に所在する通所介護事業所については、収支差率がマイナスである割合が高い。
特に、離島地域は、収支差率がマイナスの事業所が65％程度と他地域と比較して低い。

【通所介護×地域別】　収支差率

※全国値：令和７年度介護事業経営概況調査より



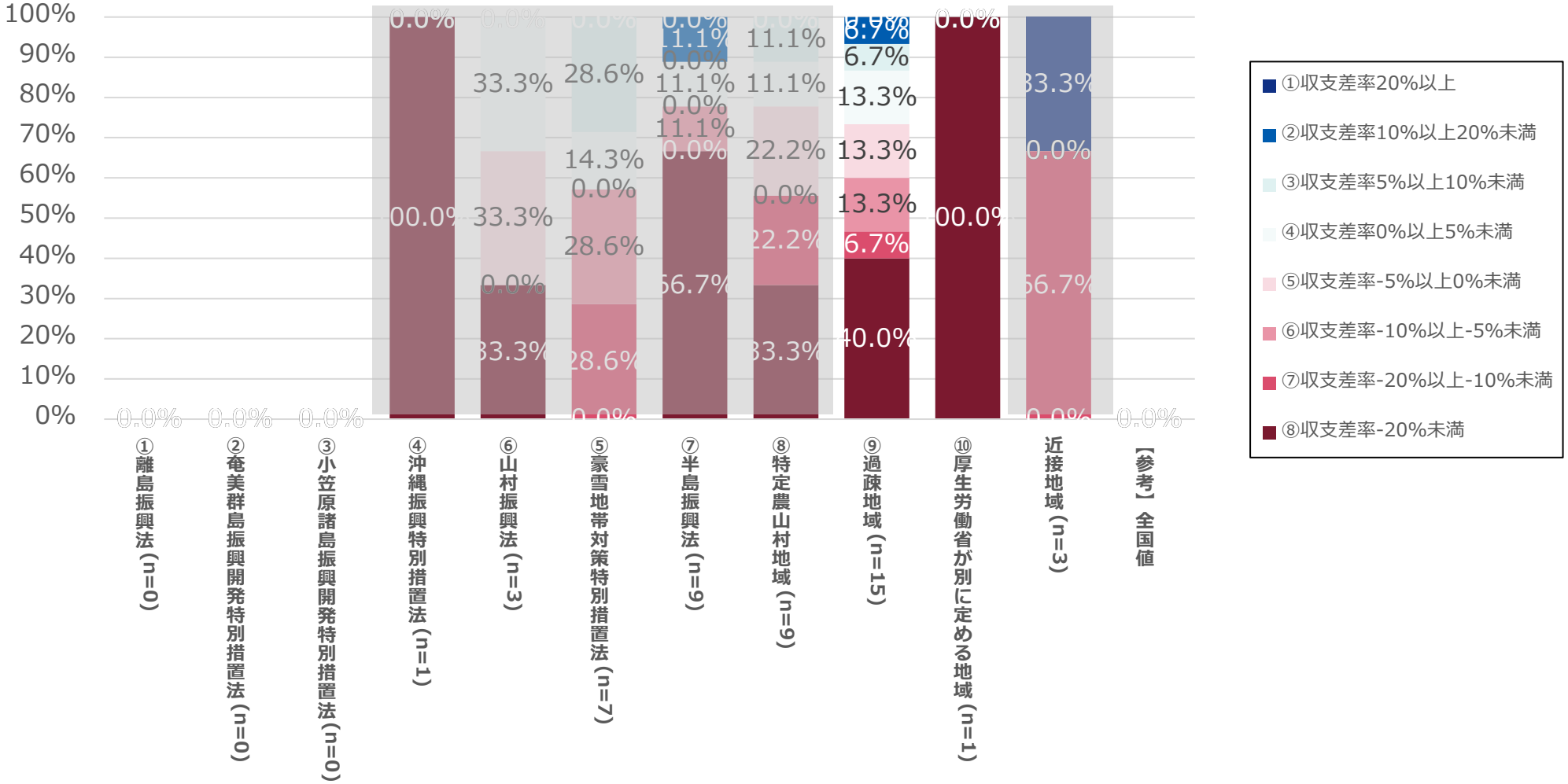
（参考）
通所介護の令和６年度決算における収支差率（全国平均）は、
6.2%（③も一部該当）
（出所：令和７年度介護事業経営概況調査）

【出典】令和８年度改定検証調査「離島・中山間地域・豪雪地帯等における各種加算等の在り方の調査・検証研究事業」

規模別の収支差率（通所介護）

○特別地域加算対象地域や小規模事業所加算対象地域に所在する通所介護事業所の収支差率について、サービス提供回数が 200回／月 以下の事業所に限定すると、収支差率がマイナスの事業所割合がより高くなった。

【通所介護×地域別】　収支差率　（サービス提供回数が 200回／月 以下の事業所）



【出典】令和８年度改定検証調査「離島・中山間地域・豪雪地帯等における各種加算等の在り方の調査・検証研究事業」

論点　中山間地域等に対する加算の見直し

論点

（対象サービスの見直し）

■ 特別地域加算及び中山間地域等における小規模事業所加算については、訪問系サービス等を対象としており、通所系サービス（通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護等）は対象外としている。

■ この点、訪問系サービスについては、職員が利用者の居宅を訪問し、個別にサービスを提供する一方、通所系サービスは、利用者を事業所に送迎し、複数の利用者にサービスを提供するなど、サービスの提供形態に違いがある。

■ こうした違いはあるものの、通所系サービスについても、送迎に要する費用は基本報酬に包括されている中、令和７年度老人保健健康増進等事業及び令和８年度改定検証調査では、中山間地域等において、地理的条件に伴う送迎負担が大きいことが示唆された。

■ また、令和８年度改定検証調査においては、中山間地域等に所在する通所介護事業所の収支状況が厳しいこと、加えて小規模な事業者ほど収支状況が厳しいことも示唆された。

■ こうした通所系サービスにおける地域特有の負担を踏まえ、中山間地域等における通所系サービスの安定的な提供体制を確保する観点から、サービスの提供形態の違いも勘案しつつ、特別地域加算及び中山間地域等における小規模事業所加算の対象サービスの範囲や評価の在り方について、どのように考えるか。

対応案

（対象サービスの見直し）

■ 特別地域加算及び中山間地域等における小規模事業所加算の対象サービスに通所系サービスを加えることとしてはどうか。

■ その際、訪問系サービスとの提供形態の違い等を踏まえた評価を行うこととしてはどうか。

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

３．参考資料

中山間地域等に係る加算の創設趣旨

１．特別地域加算
（介護報酬の主な論点と基本的考え方－中間とりまとめ－（平成10年10月26日医療保険福祉審議会介護給付費部会）抜粋）

また、特に離島等であって、特に移動に時間を要し、事業運営が非効率にならざるをえない地域における在宅訪問系サービスについては、現在の訪問看護の特別地域加算のような加算を検討する必要がある。こうした地域の範囲については、今後、現在の訪問看護ステーションの特別地域訪問看護加算の範囲や費用の実態等を踏まえて、検討するべきである。

２．中山間地域等における小規模事業所加算
（平成21年度介護報酬改定に関する審議報告（平成20年12月12日社会保障審議会介護給付費分科会）抜粋）

いわゆる中山間地域にある小規模事業所については、規模の拡大や経営の効率化を図ることが困難であり、人件費等の割合が高くならざるを得ず、経営が厳しい状況にあることを踏まえ、いわゆる中山間地域等のうち、現行の特別地域加算対象地域以外の半島振興法指定地域等についても、当該地域に所在する小規模の事業所が行う訪問介護等の一定のサービスについて評価を行う。

３．中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
（平成21年度介護報酬改定に関する審議報告（平成20年12月12日社会保障審議会介護給付費分科会）抜粋）

中山間地域以外に所在する事業所であっても、通常の事業実施地域を越えて中山間地域に居住する者にサービスを提供した場合には、移動費用が相当程度必要となることを踏まえ、評価を行う。

中山間地域等に係る加算の算定状況

	請求事業所数	特別地域加算				中山間地域等における小規模事業所加算				中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			
		算定回数[千回]	算定率(回数)	算定事業所数	算定率(事業所数)	算定回数[千回]	算定率(回数)	算定事業所数	算定率(事業所数)	算定回数[千回]	算定率(回数)	算定事業所数	算定率(事業所数)
訪問介護	35,343	30.9	0.1%	1,174	3.3%	12.1	0.0%	598	1.7%	2.2	0.0%	323	0.9%
訪問入浴介護	1,537	0.8	0.2%	71	4.6%	0.0	0.0%	7	0.5%	0.8	0.3%	75	4.9%
介護予防訪問入浴介護	219	0.0	0.5%	5	2.3%	0	0	0	0	0.0	0.3%	3	1.4%
訪問看護	17,427	12.6	0.2%	458	2.6%	1.2	0.0%	123	0.7%	3.1	0.0%	416	2.4%
介護予防訪問看護	13,776	2.8	0.3%	378	2.7%	0.1	0.0%	42	0.3%	1.1	0.1%	248	1.8%
訪問リハビリテーション	5,747	3.0	0.2%	223	3.9%	0.2	0.0%	40	0.7%	1.6	0.1%	206	3.6%
介護予防訪問リハビリテーション	4,206	1.0	0.3%	175	4.2%	0.0	0.0%	23	0.5%	0.6	0.2%	132	3.1%
通所介護	24,315	―	―	―	―	―	―	―	―	3.1	0.0%	303	1.2%
通所リハビリテーション	7,655	―	―	―	―	―	―	―	―	2.3	0.1%	233	3.0%
介護予防通所リハビリテーション*	7,474	―	―	―	―	―	―	―	―	1.1	0.5%	152	2.0%
居宅介護支援	35,634	114.2	3.9%	1,697	4.8%	1.0	0.0%	73	0.2%	12.2	0.4%	932	2.6%
介護予防支援	7,613	4.1	0.4%	207	2.7%	0.1	0.0%	7	0.1%	0.4	0.0%	57	0.7%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護*	1,435	0.6	1.2%	30	2.1%	0.0	0.0%	2	0.1%	0.0	0.1%	10	0.7%
夜間対応型訪問介護*	185	0	0	0	0	0.0	0.2%	1	0.5%	0.0	0.0%	1	0.5%
地域密着型通所介護	17,904	―	―	―	―	―	―	―	―	0.9	0.0%	143	0.8%
認知症対応型通所介護	2,647	―	―	―	―	―	―	―	―	0.1	0.0%	15	0.6%
介護予防認知症対応型通所介護	412	―	―	―	―	―	―	―	―	0.0	0.1%	3	0.7%
小規模多機能型居宅介護*	5,258	4.3	4.4%	260	4.9%	11.2	11.5%	592	11.3%	0.6	0.6%	80	1.5%
介護予防小規模多機能型居宅介護*	3,717	0.8	7.4%	218	5.9%	1.5	13.5%	463	12.5%	0.1	0.8%	30	0.8%
看護小規模多機能型居宅介護*	1,150	0.5	2.0%	23	2.0%	1.5	6.4%	69	6.0%	0.0	0.1%	6	0.5%
福祉用具貸与	6,980	0.5	0.0%	28	0.4%	0	0	0	0	0.0	0.0%	1	0.0%
介護予防福祉用具貸与	6,470	0.2	0.0%	21	0.3%	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	51,736	7.4	0.1%	439	0.8%	11.0	0.2%	1,542	3.0%	5.2	0.1%	488	0.9%
介護予防居宅療養管理指導	25,022	0.7	0.3%	232	0.9%	1.0	0.4%	592	2.4%	0.5	0.2%	196	0.8%

（注１）「算定率（回数）」は、各加算の回数÷総回数により求めたもの。　（注２）「算定率（事業所数）」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。
（注３）「ー」は算定対象ではないサービスを表す。（注４）＊のついたサービスは件数を表す。

【出典】「介護給付費等実態統計（令和7年11月審査分）」より老健局老人保健課作成

人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築　目次

１. 中山間地域等における加算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２. 地域特性を背景としたサービス提供の効率化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
３. 事業者・従事者の不足への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

３．参考資料

これまでの分科会における主なご意見

※第256回以降の介護給付費分科会でいただいたご意見について事務局の責任で整理したもの

＜小規模多機能型居宅介護＞

（地域におけるサービス提供の継続）

○中山間地域では小規模多機能型居宅介護が極めて重要であり、持続可能なサービス提供体制づくりが必要である。

○地域密着から広域連携への転換も検討すべきである。

○訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導等の外部サービス利用実態を把握し、必要なサービスが利用できているか検証すべきである。

○地域密着型サービスは個別サービス単位ではなく、地域全体の資源再編・集約の視点から検討すべきである。

○事業所数減少の原因を詳細に分析し、地域全体のサービス供給体制の中で評価すべきである。

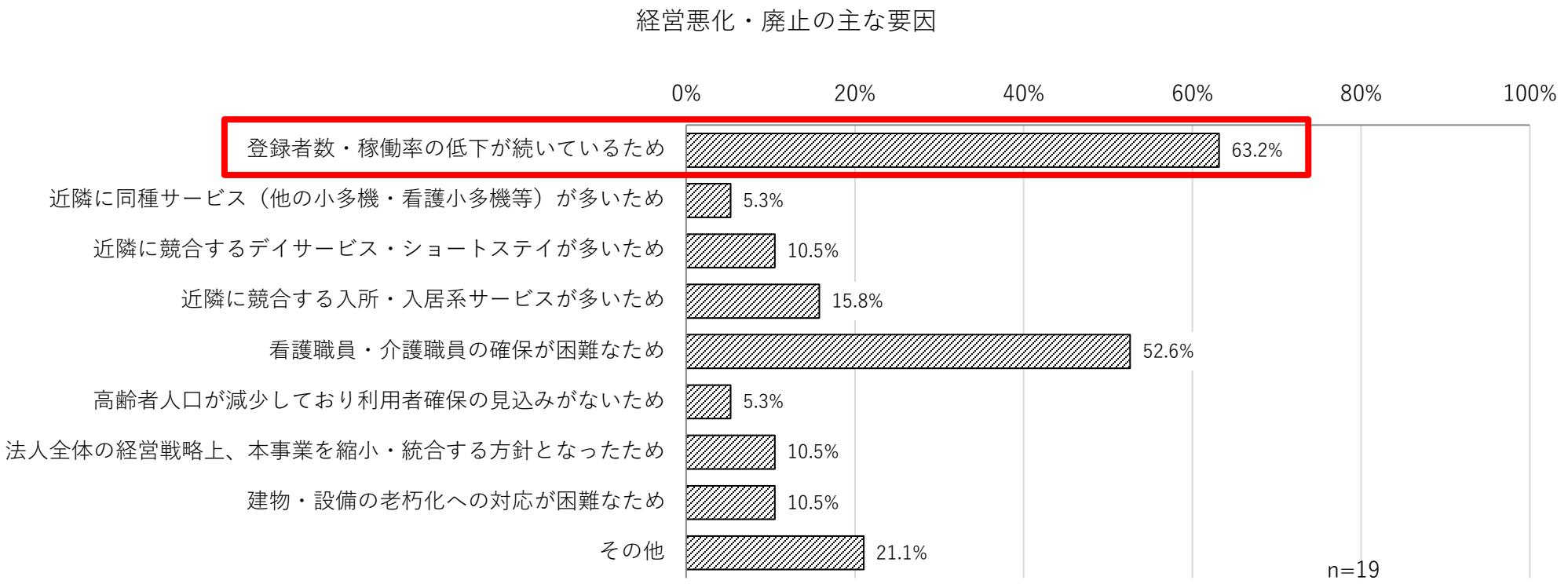
１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

３．参考資料

（小規模多機能型居宅介護）経営悪化・廃止の主な要因

○小規模多機能型居宅介護の経営悪化・廃止の主な要因についてみると、「登録者数・稼働率の低下が続いているため」が63.2%で最多であった。

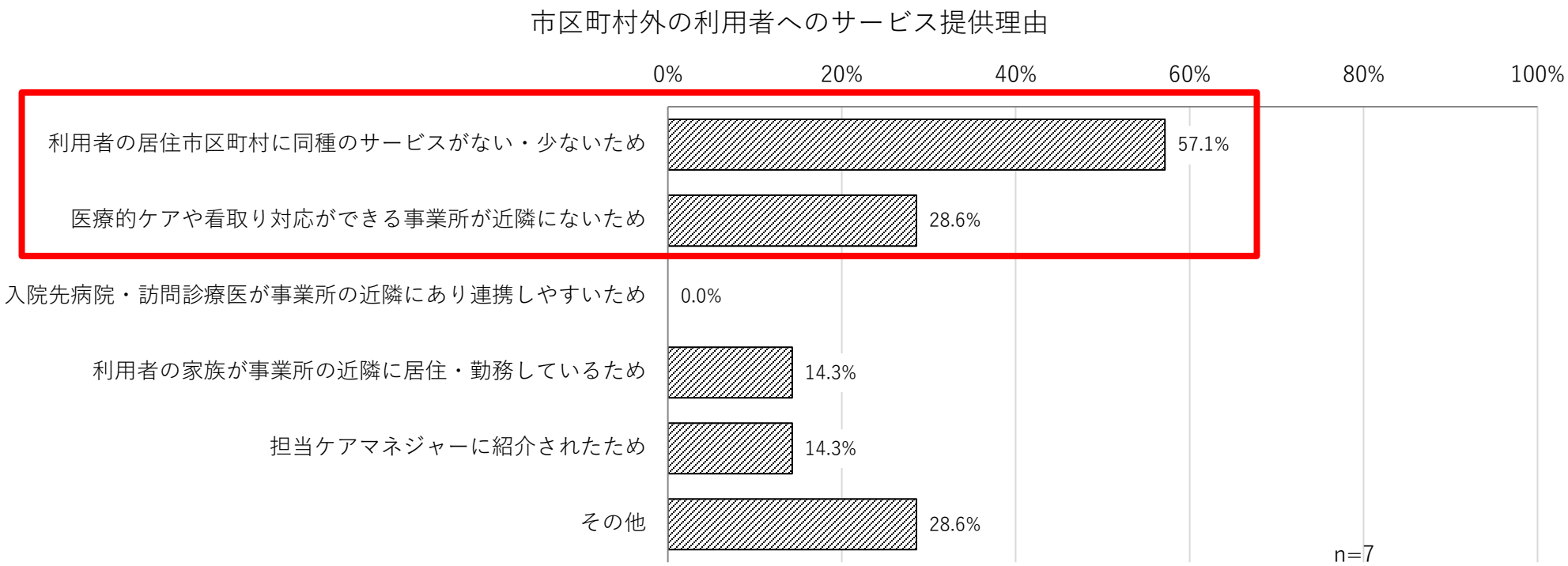


出典：令和８年度老人保健健康増進等事業
「小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護における医療・介護連携のあり方等に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）（速報値）

（小規模多機能型居宅介護）市区町村外の利用者へのサービス提供理由

○小規模多機能型居宅介護の市区町村外の利用者へのサービス提供理由についてみると、「利用者の居住市区町村に同種のサービスがない・少ないため」が57.1％で最多、次いで「医療的ケアや看取り対応ができる事業所が近隣にないため」が28.6％であった。

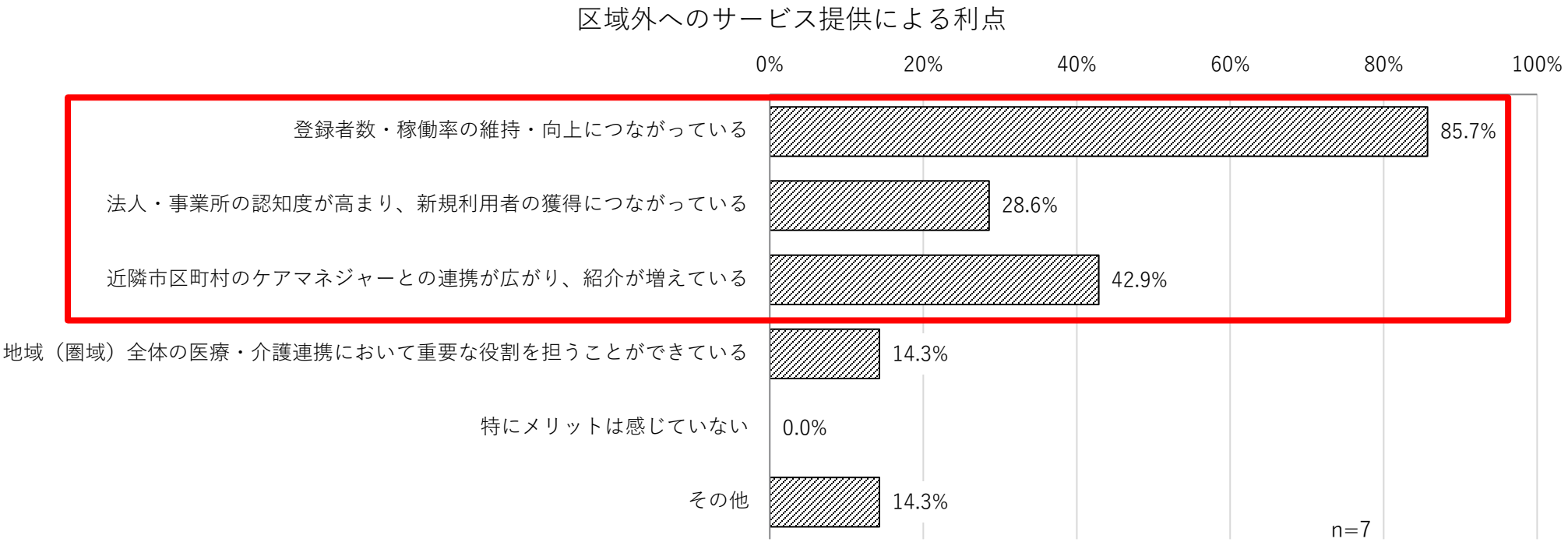
○「利用者の居住市区町村に同種のサービスがない・少ないため」との回答については、訪問・通い・泊まりのサービス基盤が十分でない地域において、小規模多機能型居宅介護がサービスの受け皿としての役割を果たしていることを示していると考えられる。



出典：令和８年度老人保健健康増進等事業
「小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護における医療・介護連携のあり方等に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）（速報値）

（小規模多機能型居宅介護）区域外へのサービス提供による利点

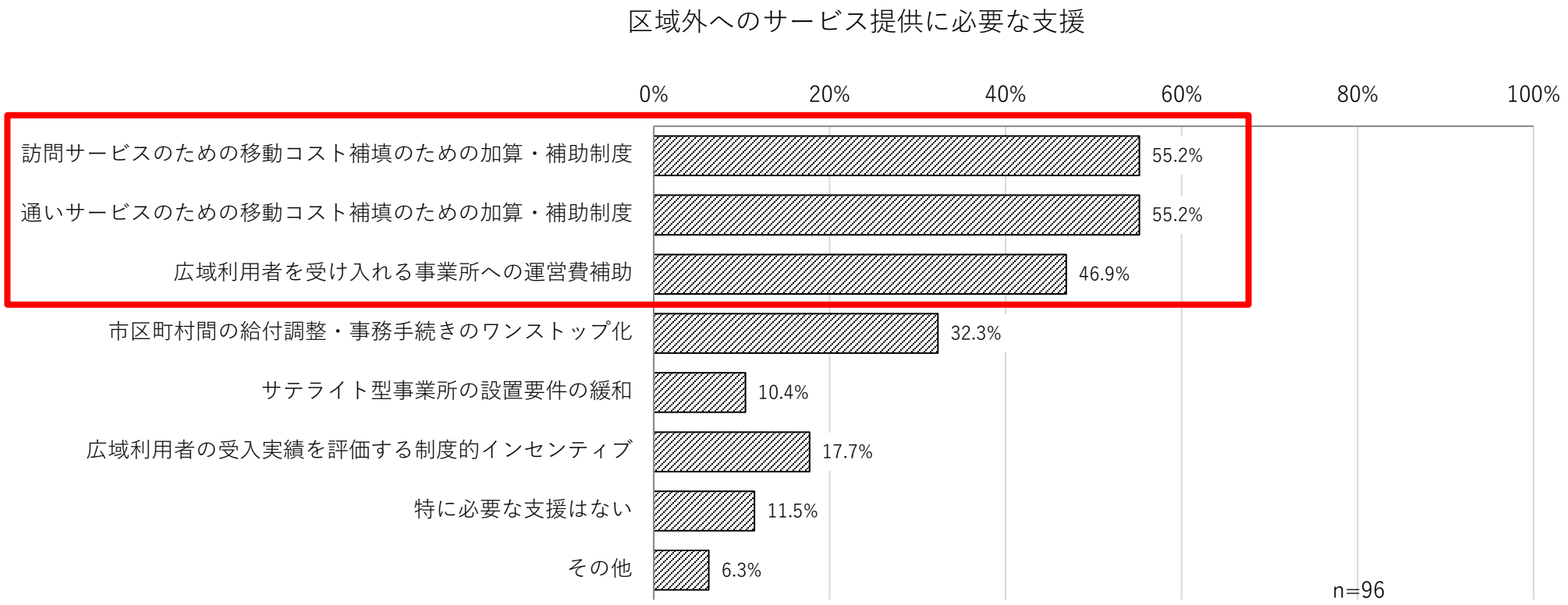
○小規模多機能型居宅介護の区域外へのサービス提供の利点としては、「登録者数・稼働率の維持・向上につながっている」が85.7%で最多、次いで「近隣市区町村のケアマネジャーとの連携が広がり、紹介が増えている」が42.9%、「法人・事業所の認知度が高まり、新規利用者の獲得につながっている」が28.6%であった。



出典：令和８年度老人保健健康増進等事業
「小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護における医療・介護連携のあり方等に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）（速報値）

（小規模多機能型居宅介護）区域外へのサービス提供に必要な支援

○小規模多機能型居宅介護の区域外へのサービス提供に必要な支援についてみると、「訪問サービスのための移動コスト補填のための加算・補助制度」と「通いサービスのための移動コスト補填のための加算・補助制度」がいずれも55.2%で最多、次いで「広域利用者を受け入れる事業所への運営費補助」が46.9%であった。

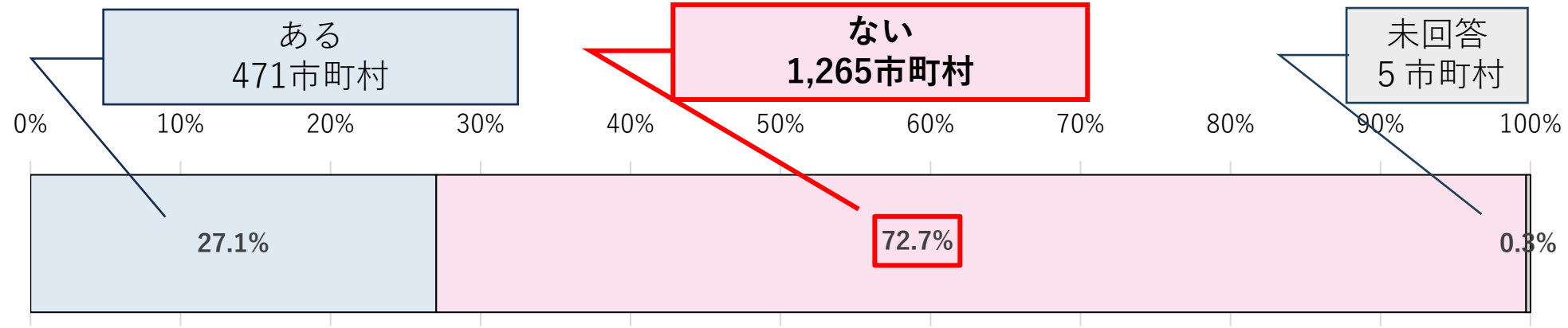


出典：令和８年度老人保健健康増進等事業
「小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護における医療・介護連携のあり方等に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）（速報値）

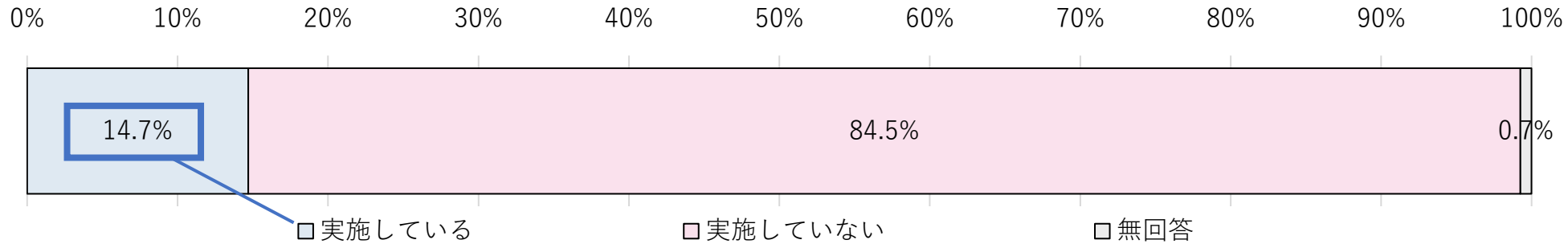
看護小規模多機能型居宅介護の市町村における整備状況

○看護小規模多機能型居宅介護は地域密着型サービスの１つであり、市町村が指定を行っている。
○全国1,741市町村のうち、管内に看護小規模多機能型居宅介護の事業所がある市町村は３割に満たず、事業所がない市町村は７割を超えており、そのうちの半数以上は、過疎地域・中山間地域等※に該当していた。
○広域利用を実施している市町村は約15％であった。

■市町村の管内における看護小規模多機能型居宅介護事業所の有無（n＝1,741）



■市町村の管内における看護小規模多機能型居宅介護事業所の広域利用の実施の有無（n＝1,741）



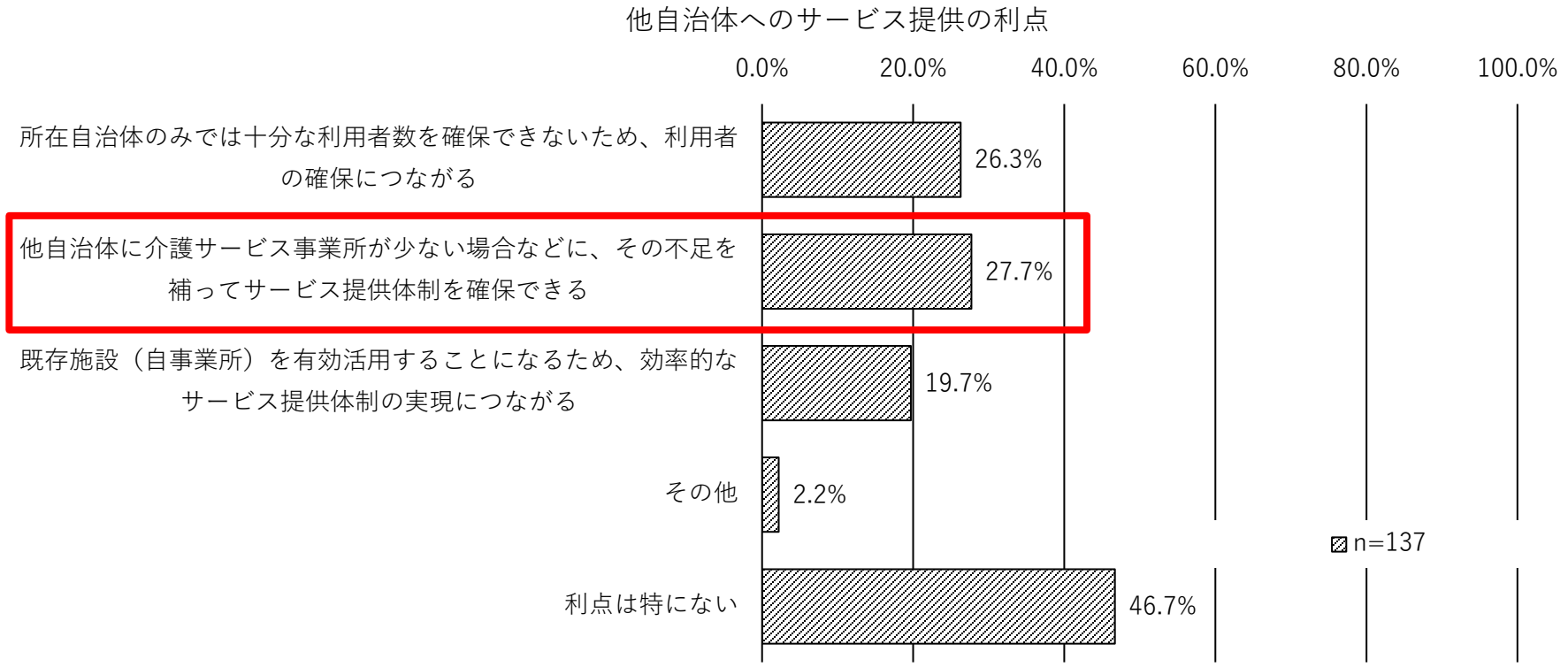
※当該調査において以下と定義し、市町村が回答したもの
過疎地域：「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 第二条第ニ項」が示す定義
小規模市町村：人口1万人未満の市町
中山間地域等：食料・農業・農村基本法第四十七条における「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」

【出典】令和６年度在宅医療・介護連携推進支援事業の実態調査より老健局老人保健課にて作成

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）他自治体へのサービス提供の利点

○他自治体へのサービス提供の利点についてみると、「他自治体に介護サービス事業所が少ない場合などに、その不足を補ってサービス提供体制を確保できる」（27.7%）との回答がみられる。

○ このことから、訪問・通い・泊まり等のサービス資源が不足している地域において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護がサービスの受け皿として機能し、地域におけるサービス提供体制の確保に一定の役割を果たしていることがうかがえる。

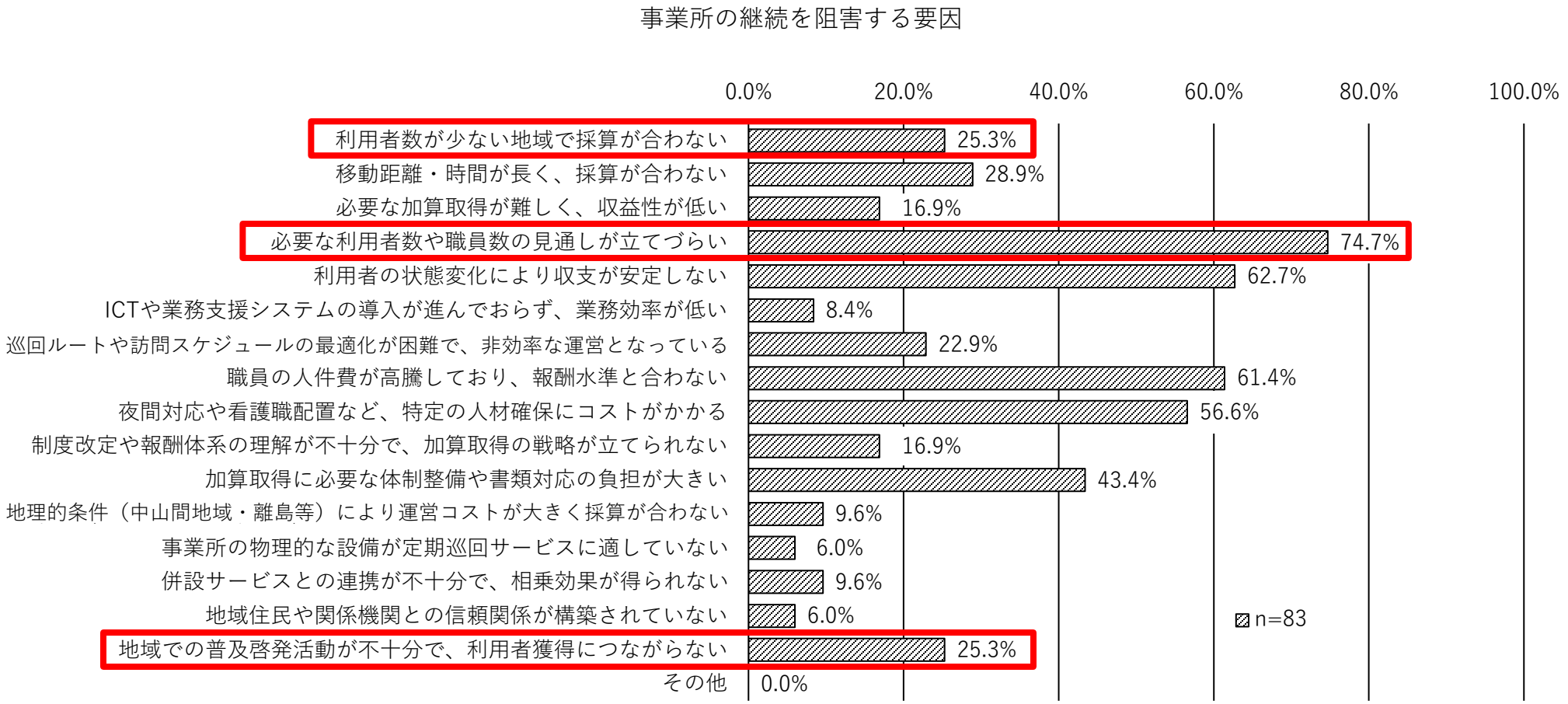


「その他」内容
自治体に競争相手が存在しない。
高齢者マンションにお住まいの方（住民票移動していない方）
定期巡回事業所が少なく、必要としているのにサービスを受けられない利用者様が居るから

出典：令和７年度老人保健健康増進等事業「小規模多機能型居宅介護等の更なる普及促進に向けたサービス提供の在り方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ）

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）事業継続を阻害する要因

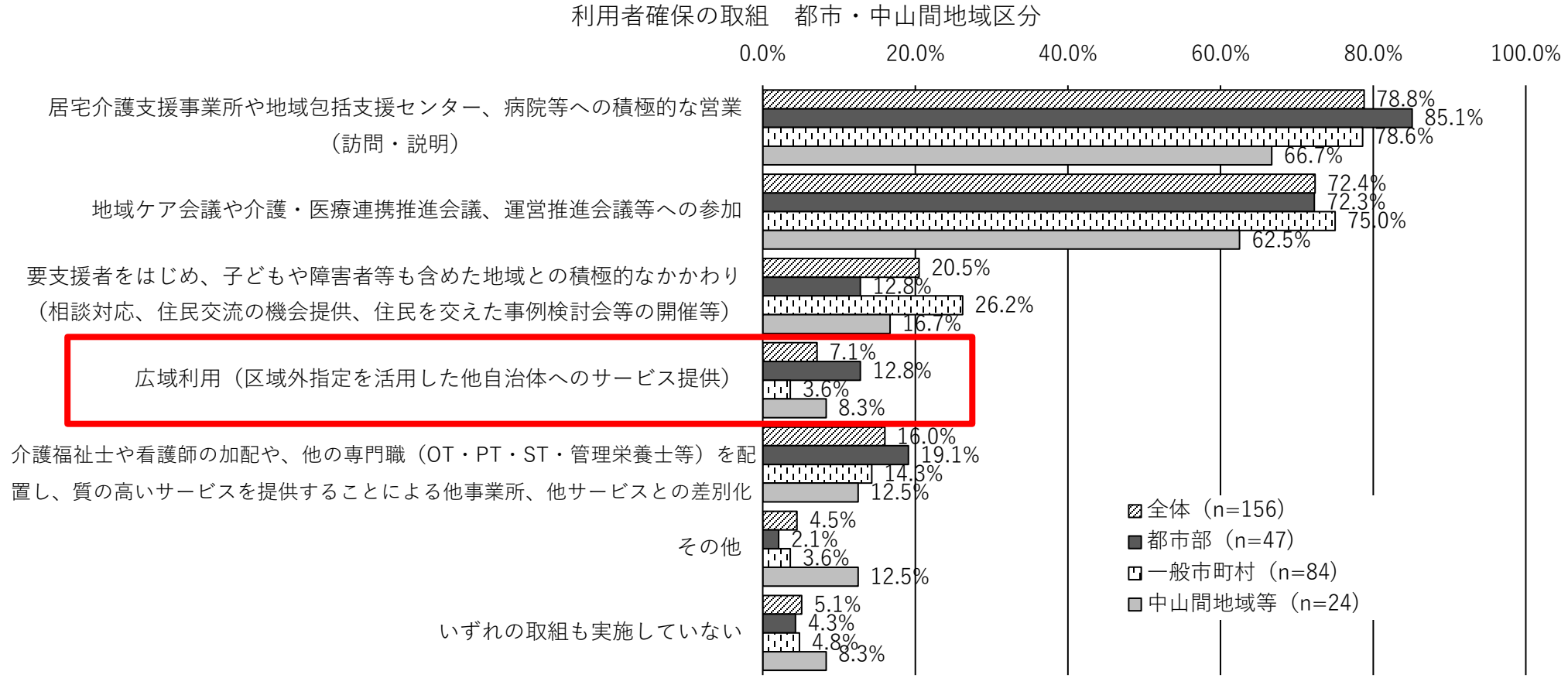
○事業所の継続を阻害する要因（経営・収支面の課題）の詳細をみると、「必要な利用者数や職員数の見通しが立てづらい」、「利用者数が少ない地域では採算が合わない」、「地域での普及啓発活動が不十分で、利用者獲得につながらない」といった回答が多く、利用者確保が事業継続上の課題となっていることがうかがえる。



出典：令和７年度老人保健健康増進等事業「小規模多機能型居宅介護等の更なる普及促進に向けたサービス提供の在り方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ）

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）利用者確保の取組　都市・中山間地域区分

○利用者確保に向けた取組として、区域外指定を活用し、他市町村の利用者に対してサービス提供を行っている事業所が存在することから、区域外指定は中山間地域等における利用者確保やサービス基盤の維持に一定の役割を果たしていることがうかがえる。



「その他」内容
地域の民生委員に制度やサービスについて説明
当該事業所以外の指定地域密着型サービス事業所と共同で事例検討や研修を行っている。
インターネットへの掲示

出典：令和７年度老人保健健康増進等事業「小規模多機能型居宅介護等の更なる普及促進に向けたサービス提供の在り方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ）

論点　地域特性をふまえたサービス提供体制の維持・確保

論点

（区域外のサービス提供を評価）

■ 中山間地域等においては、サービス提供体制の維持・確保が課題となっており、利用者の居住する市町村による区域外指定を受け、複数の市町村にまたがって多様なサービスを提供している事業所もみられている。

■ こうしたことも踏まえ、中山間地域等における利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図る観点から、区域外での多様なサービス提供を行う事業所の評価の在り方についてどのように考えるか。

対応案

（区域外のサービス提供を評価）

■ 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、中山間地域等の場合に、区域外指定により市町村の区域を越えて広域的に多様なサービスの展開を行うことについて、総合マネジメント体制強化加算の算定要件に加えることを検討してはどうか。

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

３．参考資料

R６改定

1.（2）④　総合マネジメント体制強化加算の見直し②

算定要件等

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

算定要件（(4)～(10)は新設）	加算（Ⅰ）：1200単位（新設）			加算（Ⅱ）：800単位（改定前の1,000単位から見直し）		
	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
（1）個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること	○	○	○	○	○	○
（2）利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること	○	○		○	○	
（3）地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること		○	○		○	○
（4）日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○			
（5）必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○				
（6）地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること	事業所の特性に応じて１つ以上実施	事業所の特性に応じて１つ以上実施	○			
（7）障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること（※）			事業所の特性に応じて１つ以上実施			
（8）地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること						
（9）市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること						
（10）地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること						

人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築　目次

１. 中山間地域等における加算 ・・・

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

これまでの分科会における主なご意見

※第256回以降の介護給付費分科会でいただいたご意見について事務局の責任で整理したもの

介護給付費分科会における関係団体等意見交換会においては、以下について要望があった。

【邑智郡総合事務組合】

○小規模多機能型居宅介護は、中山間地域の在宅介護を支える重要なインフラですが、現行の人員基準は他サービスと比較して事業者側の配置負担が著しく重い設計となっています。

小規模多機能型居宅介護の強みである「３対１」の手厚い安心な配置基準を維持・確保することを前提としつつ、中山間地域における事業所存続のため、令和９年度改定等において以下のような柔軟な運用について特段の御配慮・御検討をお願い申し上げます。

○通い利用者３名に対して

【現行（訪問予定が０件の日）】

［職員：常勤換算１名］ ＋ ［訪問職員：常勤換算１名］ ＝ 合計 ２名

【提案する新設計（訪問予定がない日に限る緩和措置）】

［職員：常勤換算１名］ ＋ ［訪問職員：配置免除０名］ ＝ 合計 １名

見直しの前提条件・安全性の担保

（１）ケアプラン上の訪問予定がない日に限る。

（２）突発的訪問発生時のバックアップ体制。

万が一、日中に突発的な訪問要請が発生し、職員１名が訪問介護に外出した場合、同一敷地内の併設特養または同一法人の職員から一時的な応援職員を即座に割り振る（相互応援体制）ことで、事業所内の安全性・ケアの質を維持する。

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

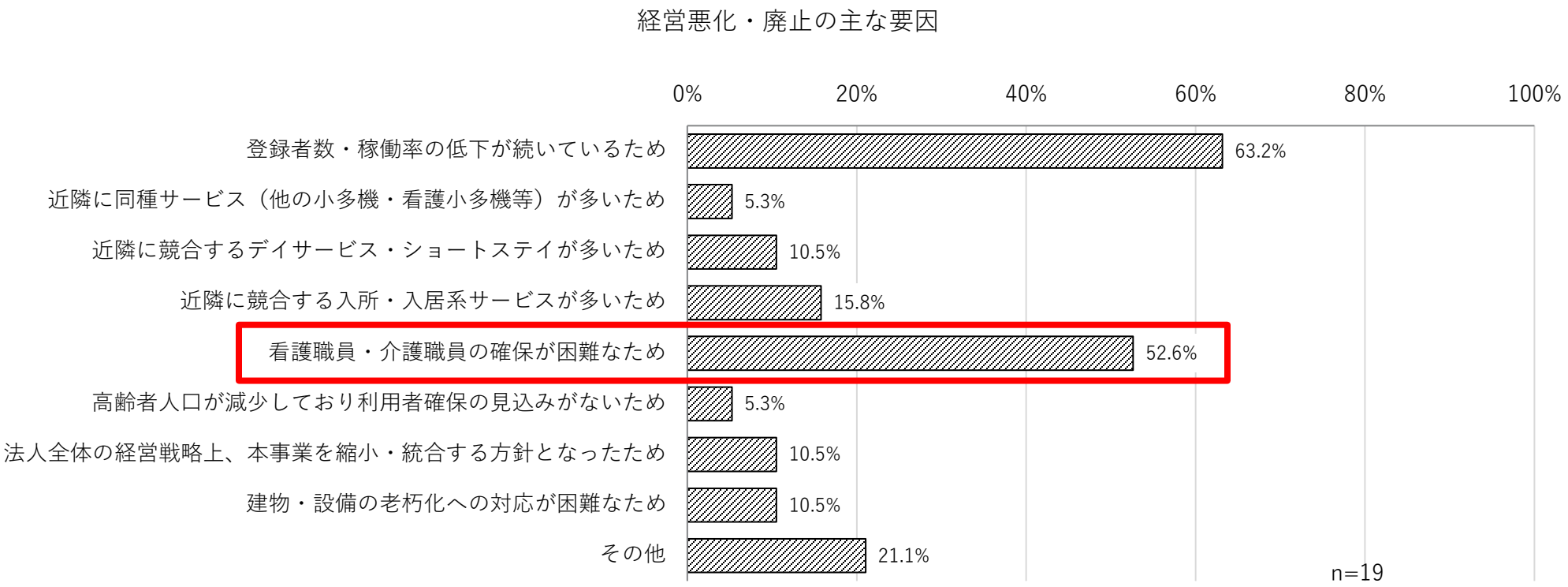
小規模多機能型居宅介護の基準

必要となる人員

			本体事業所	サテライト型事業所
代表者			認知症の介護従事経験若しくは保健医療・福祉サービスの経営経験があり、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者	本体の代表者
管理者			３年以上認知症の介護従事経験があり、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した常勤・専従の者	本体の管理者が兼務可能
小規模多機能型居宅介護従業者	日中	通いサービス	常勤換算方法で３：１以上	常勤換算方法で３：１以上
		訪問サービス	常勤換算方法で１以上（他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。）	１以上（本体事業所又は他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。）
	夜間	夜勤職員	時間帯を通じて１以上（宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。）	時間帯を通じて１以上（宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。）
		宿直職員	時間帯を通じて１以上（随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されている場合、必ずしも事業所内で宿直する必要はない。）	本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。
	看護職員		小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上	本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。
介護支援専門員			介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者１以上	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者　１以上

（小規模多機能型居宅介護）経営悪化・廃止の主な要因

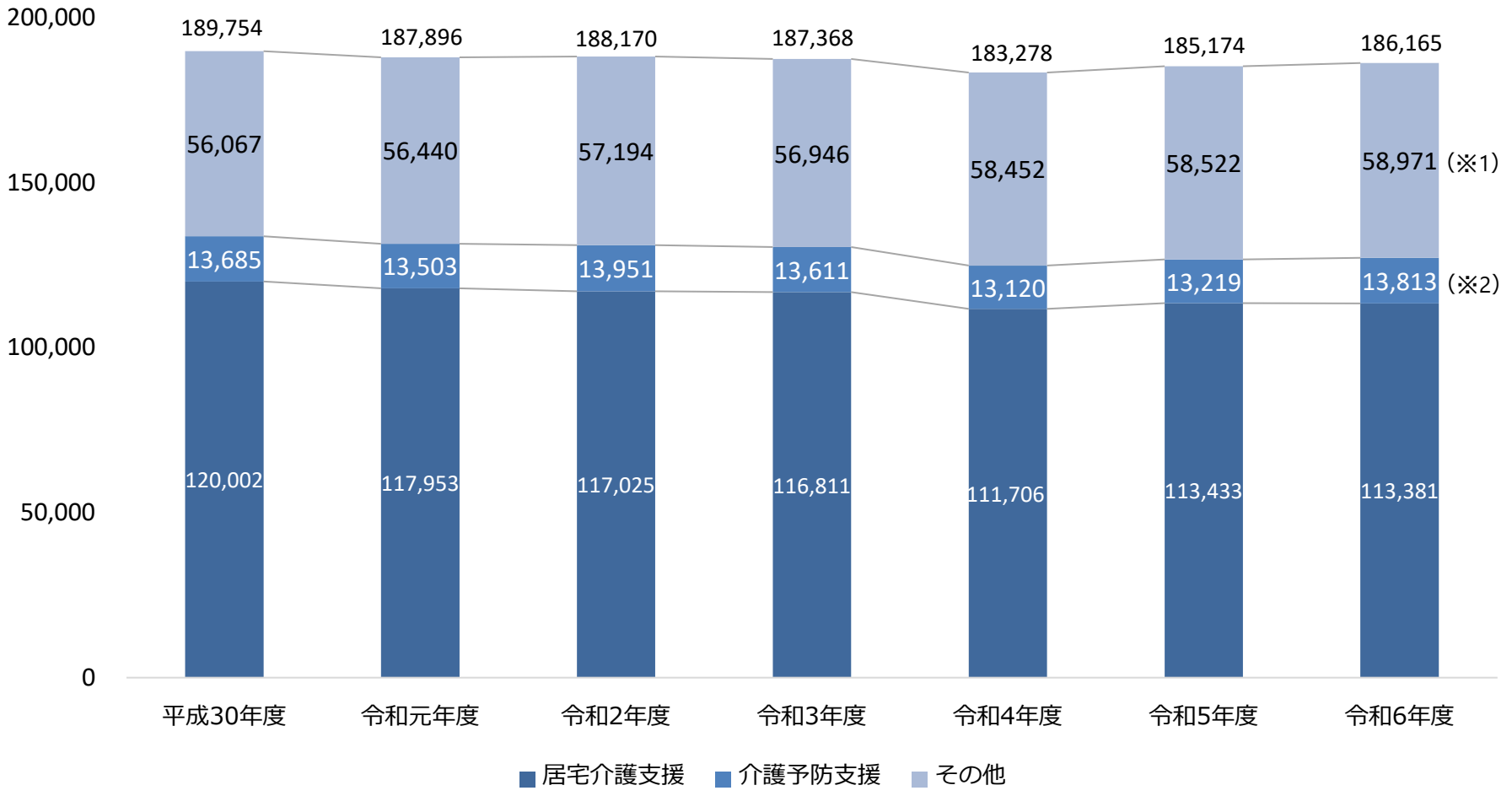
○小規模多機能型居宅介護の経営悪化又は廃止の主な要因をみると、「看護職員・介護職員の確保が困難なため」が52.6%となっており、人材確保や人員配置に係る課題が事業継続に影響を及ぼしている状況がみられる。



出典：令和８年度老人保健健康増進等事業
「小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護における医療・介護連携のあり方等に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）（速報値）

介護支援専門員の従事者数（実数）の推移

（単位：人）

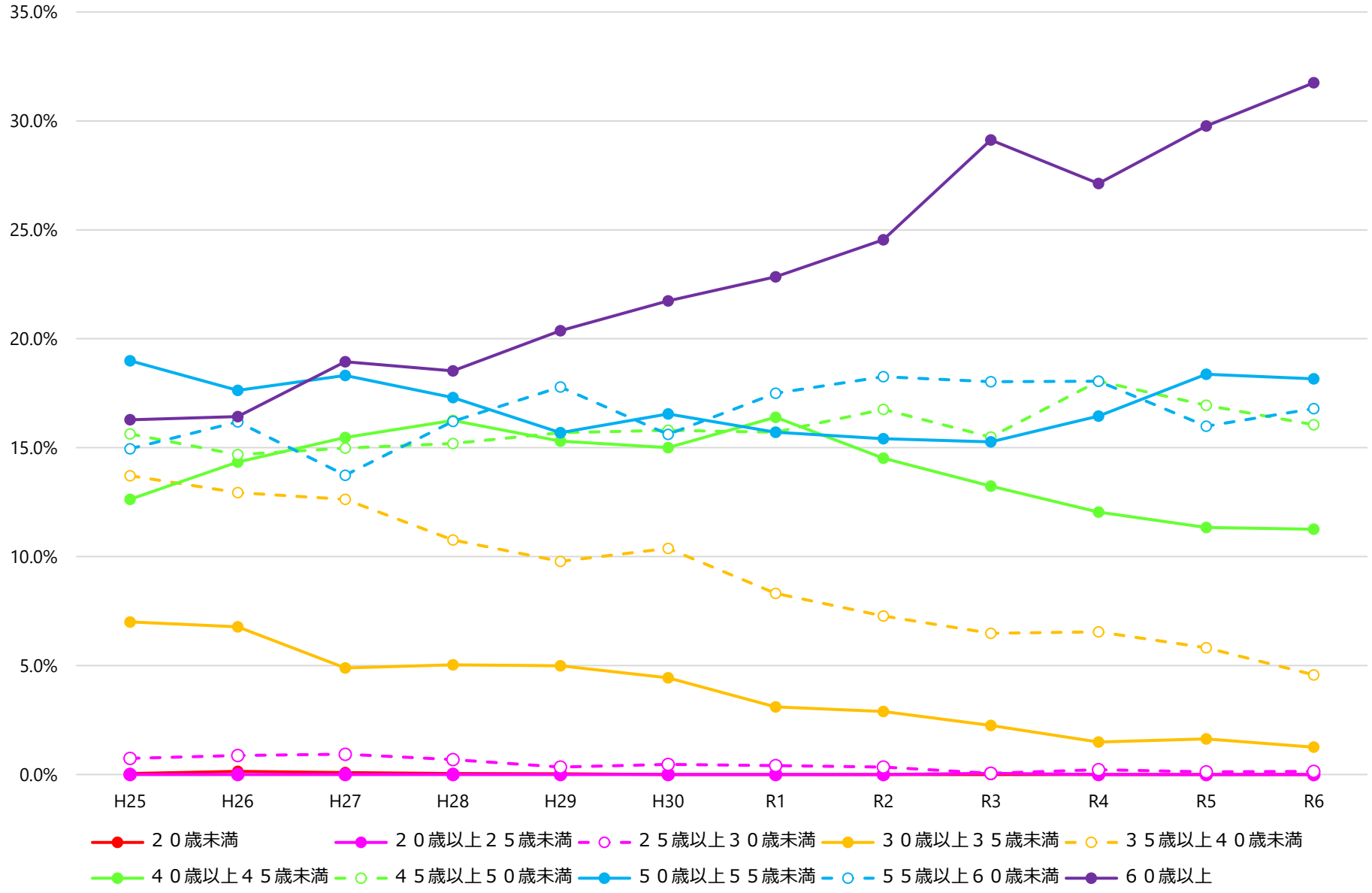


（※１）特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院

（※２）令和６年度より居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けられることになったため、居宅介護支援との重複は排除して推計している。

【出典】介護サービス施設・事業所調査より老健局認知症施策・地域介護推進課作成（各年度10月１日時点）

介護支援専門員の年齢状況の推移



（出典）介護労働実態調査

介護支援専門員の充足状況（自治体調査）

○介護支援専門員の充足状況については、都道府県や政令市・特別区等、規模が大きい自治体では「わからない・どちらともいえない」が多い。
○小規模な自治体では「適当」が多い反面「大きく不足している」も多く、二極化傾向がみられる。
○規模によらず全般に「やや不足している」と「大きく不足している」の合計は5割超であり、地域によらず不足傾向にあることがうかがえる。

○居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの介護支援専門員の充足状況

	n	余裕がある	適当	やや不足している	大きく不足している	わからない・どちらともいえない
都道府県	44	0.0%	2.3%	50.0%	11.4%	36.4%
政令市・特別区	28	0.0%	7.1%	57.1%	7.1%	28.6%
中核市	40	0.0%	15.0%	50.0%	12.5%	22.5%
上記以外の市町村（人口10万人以上）	114	0.9%	13.2%	55.3%	18.4%	12.3%
上記以外の市町村（人口5万人以上10万人未満）	145	1.4%	13.8%	53.1%	22.1%	9.7%
上記以外の市町村（人口3万人以上5万人未満）	138	0.7%	18.8%	60.9%	12.3%	7.2%
上記以外の市町村（人口3万人未満）	352	0.9%	21.6%	49.7%	22.7%	5.1%
全体	861	0.8%	17.0%	53.1%	18.8%	10.3%

【出典】令和５年度老人保健健康増進等事業「介護支援専門員の養成に関する調査研究事業」（（株）日本総合研究所）

テレワークの実施状況

○ 居宅介護支援事業所におけるテレワークが進んできており、テレワークを認めている事業所のうち、原則毎日実施している介護支援専門員がいる事業所は7.1%。

○ 効果として「事業所所在地では支援できない利用者を支援できる」と回答した事業所が11.7%。

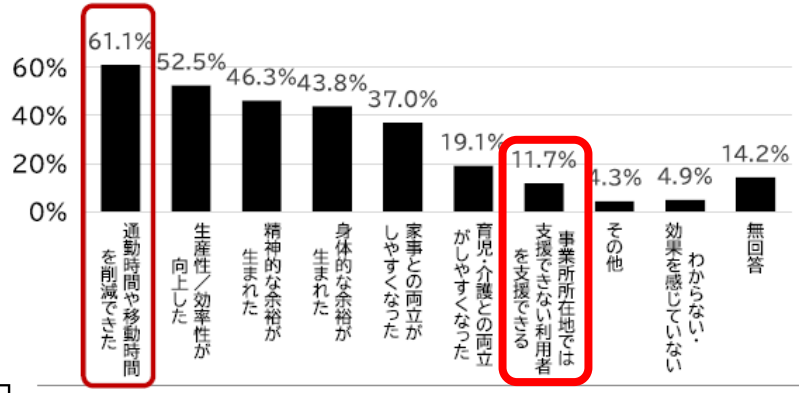
○ テレワークの実施場所として、事業所所在地とは別の都道府県の自宅やサテライトオフィスとの回答が13.6%。

○ テレワーク中の緊急発生時において、管理者が対応できない事業所が6.5%、体制を整備していない事業所も28.6%あった。

テレワークの頻度（N=294）

		件数	原則毎日実施	週に数回実施（定期的）	週に1回実施（定期的）	月に数回実施（定期的）	月に1度実施（定期的）	不定期的に実施	無回答
合計	件数	294	21	27	14	24	2	196	16
	割合		7.1%	9.2%	4.8%	8.2%	0.7%	66.7%	5.4%

テレワークを実施した効果（N=162）



介護支援専門員のテレワークの実施場所（N=294）

		件数	事業所と同一市町村内の自宅	事業所と同一市町村内のサテライトオフィス	事業所と同一都道府県内の自宅	事業所と同一都道府県内のサテライトオフィス	事業所の所在する都道府県外の自宅	事業所の所在する都道府県外のサテライトオフィス	その他	無回答
合計	件数	294	171	6	131	2	35	5	16	19
	割合		58.2%	2.0%	44.6%	0.7%	11.9%	1.7%	5.4%	6.5%

テレワーク中の緊急発生時における体制整備と対応（N=294）

		件数	体制を整備しており、管理者は対応できないがテレワーク実施者による対応が可能	体制を整備しており、管理者及びテレワーク実施者による対応が可能	体制を整備しており、テレワーク実施者は対応できないが管理者による対応が可能	体制を整備していない	無回答
合計	件数	294	19	148	33	84	10
	割合	100.0%	6.5%	50.3%	11.2%	28.6%	3.4%

【出典】令和７年度老人保健健康増進等事業「居宅介護及び介護予防支援における令和６年度介護報酬改定による影響等に関する調査研究事業（（株）三菱総合研究所）」

論点　事業者・従事者の不足への対応

論 点

（小規模多機能型居宅介護の訪問職員の配置基準の見直し）

■ 小規模多機能型居宅介護については、訪問サービス利用者の有無にかかわらず日中１人以上の訪問従事者の配置が求められていることから、人材確保が困難な地域においては事業運営上の負担となっているとの指摘がある。通いサービスにおける人員配置基準（利用者３人に対し職員１人）を維持しつつ、サービスの質を確保する観点から、同一法人内で訪問サービス提供体制が確保されている場合等における訪問従事者の配置の在り方についてどのように考えるか。

（居宅介護支援）

■　今後、介護サービスの利用者が増加するとともに、高齢者の抱える課題が複雑化、複合化する中、ケアマネジャーの役割の重要性が増大する一方で、ケアマネジャーの従事者数は横ばい傾向にあり、年齢構成も６０歳代の割合が増加するなど、ケアマネジャーの人材確保が喫緊の課題となっている。

■　特に、中山間地域等においては、高齢者人口が減少し、サービス需要が減少すると同時に、担い手の不足が他の地域と比較しても更に深刻な状況になると見込まれている。

■　中山間地域等を含め、それぞれの地域の状況に応じて、適切なケアマネジメント提供体制を確保していくため、どのような方策が考えられるか。

論点　事業者・従事者の不足への対応

対応案

（小規模多機能型居宅介護の訪問職員の配置基準の見直し）

■ 中山間地域等を中心に人材確保が困難となり、事業所の存続に対する影響も高まる中、訪問サービス利用者の有無にかかわらず訪問職員の配置を求める現行の取扱いについて、サービスの質を担保しつつ、実態に即した配置の在り方をどのように考えるか。

（居宅介護支援）

■　中山間地域等においては、ケアマネジャーの人材確保に加え、その地域の実情や社会資源を把握し、関係機関との連携の下でのケアマネジメント提供体制を継続的に確保することが重要であることから、本体事業所によるバックアップの下、本体事業所とは別に活動拠点を設け、地域の実情の把握や関係機関との連携を行いながら継続的なケアマネジメント提供体制を確保するサテライト事業所を制度的に位置付けるとともに、その体制を評価する加算を創設してはどうか。

■　サテライト事業所の設置に当たっては、中山間地域等でも設置が容易になるような要件とする一方で、テレワーク中の緊急発生時の体制を整備していない事業所があるとの指摘もあるところであり、不適切な事業所設置を防ぐ観点も含めて、例えば以下の要件を設けてはどうか。

①　人員基準や各種加算・減算については、本体事業所と一体的に取り扱う。

②　事務室等の事業を行う区画について自ら確保することは不要とし、貸し会議室の活用やテレワークも認める。

③　利用者情報等の記録の整備について、クラウドシステムの活用により本体事業所に電子的に保存できることを条件に、サテライト事業所に別途書類を備え置かなくてもよいこととする。

④　また、本体事業所による管理を適切に行うともに、指定権者による指導を確実に行う観点から、緊急時等には本体事業所が適切に対応できる体制を要件とし、都道府県外にサテライト事業所を設置することは認めないこととする。（中山間地域等は要件の緩和。）